

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	二〇七
福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	二〇七
告示	二〇六
土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域を指定する件	二〇六
公金の徴収の事務を委託した件二件	二〇六
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	二〇六
計量器の定期検査を実施する件	二〇六
福島県病院局	二〇六
公金の収納の事務を委託した件	二〇六
福島県警察本部	二〇六
一般競争入札を行う件	二〇六
福島県選挙管理委員会	二〇六
不在者投票のできる施設として指定した件	二〇六
不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件	二〇六
不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	二〇六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十三号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第一の二の2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

別表第二の二の1の(一)中「二二、四〇〇円」を「二二、七〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中「一六、四〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同表の二の1の(六)中「一八、〇〇〇円」を「一八、二〇〇円」に改め、同表の二の1の(八)中「二六、五〇〇円」を「二六、七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第三百九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和三年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 法第六条第一項の規定により、汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域

1 指定する区域

西白河郡西郷村大字羽大字鍛冶屋畑十番の一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

3 指定する区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

二 法第十一条第一項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域

1 指定する区域

(一) 西白河郡西郷村大字羽大字鍛冶屋畑三十五番の全部で次の図に示す区域

(二) 西白河郡西郷村大字羽大字鍛冶屋畑十番及び三十七番二の各一部で次の図に示す区域

2 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 (一) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 なし
 (二) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 鉛及びその化合物
 (「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第四百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
 公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
 令和三年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 福島ロボットテストフィールドの使用料の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
 福島県福島市中町一番十九号
- 三 徴収の事務を委託する期間
 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(次世代産業課)

福島県告示第四百一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、
 公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
 令和三年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 ふくしま県民の森施設等使用料徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 1 名称 公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
 2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地
- 三 徴収の事務を委託する期間
 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(森林保全課)

福島県告示第四百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年五月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
 令和三年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルト平白土店 福島県いわき市平字作町三丁目一番地八ほか
- 二 変更しようとする事項
 1 駐車場の位置及び収容台数
 (変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (一) 収容台数 百九十三台
 (変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (一) 収容台数 百四十一台
 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) (一) 数 六箇所
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (変更後) (一) 数 四箇所
 (一) 位置 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
 令和三年三月十九日
- 四 届出年月日
 令和三年三月十九日
- 五 届出をした者
 株式会社マルト
 (「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)

福島県告示第四百三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 令和三年五月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南会津郡檜枝	非自動はかり(計量法)	六月一五日	尾瀬檜枝岐山旅

岐村	同 郡只見町	施行令（平成五年政令第 三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） 分銅及びおもり	午後二時三〇分から 午後四時まで	案内所
同 郡南会津町	同	六月一六日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	只見町役場町下 庁舎	
同	同	六月一七日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	只見町明和振興 センター	
同	同	六月二二日 午後二時から 午後四時まで	南会津町伊南会 館	
同	同	六月二三日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	南会津町南郷総 合支所	
同	同	六月二四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	南会津町御蔵入 交流館	
同	同	六月二五日から七月二 日まで（火曜日、木 曜日、土曜日及び日曜 日を除く。） 午前九時から	下郷ふれあいセ ンター	
右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	福島県計量検定 所		

福島県病院局

（計量検定所）

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡下郷町、同 郡檜枝岐村、同郡只 見町及び同郡南会津 町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二月二 〇日まで（土曜日、日曜 日及び祝日を除く。）
	午前一一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

福島県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を令和3年4月1日次のとおり委託した。

令和3年5月14日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 委託した事務の範囲及び内容
福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院における診療費等の収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 福島県立矢吹病院及び福島県立宮下病院の受託者
株式会社ソラスト
東京都港区港南一丁目7番18号
 - (2) 福島県立南会津病院の受託者
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（病院経営課）

福島県警察本部公告第59号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年5月14日

福島県警察本部長 和田 薫

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県警察電子情報統合システム用機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和4年1月1日から令和9年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年6月8日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和3年5月14日（金）から同年6月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和3年6月24日（木）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年6月23日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Equipment of Fukushima Prefectural Police Electronic Information Integrated System 1 set (including delivery, emplacement, installation, setting, adjustment, transition, system formulation, test, maintenance, removal, etc.)

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 24 June 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 23 June 2021

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四号、第六十七号若しくは第六八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和三年五月六日次のとおり指定した。

令和三年五月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホーム エルピスやぶき	西白河郡矢吹町一本木一四〇一

福島県選挙管理委員会告示第四十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

令和三年五月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉 鎖 年 月 日
医療法人社団邦論会 今村病院	双葉郡富岡町大字本岡字 関ノ前二四三番地	令和二年九月三〇日
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁 目八番地	令和元年一〇月三一日

福島県選挙管理委員会告示第四十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項に

において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

令和三年五月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
介護老人保健施設さくら	介護医療院さくら	令和二年四月一日